

広報 みはま



TOPICS

- 山口町政3期目スタート
- 役場組織の改編
- 町職員の給与と職員数の状況
- 美浜発電所の状況
- 「美浜町写真コンテスト」審査結果
- 「美浜を詠う短歌コンクール」下半期入選作品
- 税源移譲に伴う住民税・所得税の負担額変更

2007.4

『自然かがやき 人いきいき』

まちがにぎわう

『美し美浜』

山口町政 3期目スタート

任期満了による美浜町長選挙が2月20日に告示され、現職の山口治太郎氏が無投票で当選されました。

今回は、3期目の町政にあたる山口町長のまちづくりの方針や抱負を紹介します。

～山口町長のプロフィール～

山口 治太郎（やまぐち じたろう）

昭和18年4月2日生（63歳）、気山在住

▶座右の銘 誠心誠意

▶趣味 ゴルフ、ラグビー等のスポーツ観戦

▶～経歴～

- 昭和37年3月 福井県立若狭農林高等学校卒
- 同年4月～ 建設省敦賀国道工事事務所に勤務
大阪国道工事事務所工務係長、
福井工事事務所建設監督官などを歴任
- 昭和63年7月 町収入役に就任
- 平成9年4月 町助役に就任
- 平成11年3月 綿田光雄前町長の辞職に伴う
町長選挙で当選、町長に就任
- 平成15年3月 町長2期目に就任
- 平成19年3月 町長3期目に就任



をめぐしたまちづくり

第四次美浜町総合振興計画に基づく 「自然かがやき 人いきいき」

まちがにぎわう 美し美浜^{つまき} を実現するための3つのまちづくり政策

1. 美しい自然と

共生する町

- ・ 環境基本計画の策定
- ・ 育林と広葉林の造成による環境保全
- ・ 三方五湖の環境保全
- ・ 下水道の早期完成

2. 快適で元気と

ぬくもりのある町

- ① 防災、防犯等危機対策の充実
 - ・ 安全・安心のまちづくりの推進
 - ・ 水害・地震等自然災害対策
 - ・ 原子力における安全文化の構築と発信
- ② 元気でくらす健康寿命の延伸
 - ・ 温泉の活用と予防医療体制の確立
 - ・ 美浜型食生活(食事と運動)の創造
 - ・ 高齢者の生きがいづくり
- ③ 児童・高齢者福祉と障がい者対策
 - ・ 命を大切にする保育施設整備等の少子化対策
 - ・ 地域密着型福祉サービスの充実
 - ・ 障がい者福祉サービスの充実
- ④ 交流人口の増加と産業の振興
 - ・ 農業・林業・漁業とポート競技を活かした体験観光の推進
 - ・ 諸外国との交流拡大
 - ・ 農林水産業の振興と獣害対策の徹底
 - ・ 道路網の整備
 - ・ 環境にやさしい原子力産業の振興と新エネルギーの活用
 - ・ 工場等施設の誘致

3. 「心」豊かに町民と行政が

共学・協働する町

- ・ 生涯学習のまちづくりの推進
- ・ ハートフル対話と出前講座の充実
- ・ 人権尊重と男女共同参画社会の推進
- ・ ポート競技を中心としたスポーツ振興
- ・ 中学校の改築とエネルギー環境教育の推進
- ・ 国吉城址等歴史的遺産の保存と活用





原田町選挙管理委員長から当選証書を付与される山口町長

山口町長にこれからの町政について伺いました

まちづくりを行う「共学協働」の取り組みが重要です。

3期目の町政を進めるにあたり、まちづくりについての方針や課題などを町民の皆さんに投げかけ、ともに考え、学び、そして協力し、また、町外の有識者や本町出身の方、相互友好協力協定を結んでいる福井大学などの力も借りながら「美し美浜」を創り上げていきます。

主要な取り組み

1. 美しい自然と共生する町

自然と共生するまちづくりを進めるための指針となる「環境基本計画」を策定します。山や里を大切にするには海を豊かにすることには動植物やあらゆる生態系を

む大きな循環の中にあることを再認識し、これを維持し強化しなければなりません。

したがって、これまで取り組んできました山林の保育事業を今後とも継承するとともに、地域の理解と協力、県の支援を受けて、新たに動植物の環境維持や水資源のかん養を図るため、広葉樹林を造成するなど環境保全事業に取り組んでいきます。

また、平成17年11月にラムサール条約湿地に登録されて以降、ボランティアグループをはじめ多くの町民の皆さんによる湖の浄化への活動の輪が広がってきており、一層の支援を行っていきます。

なお、下水道の整備については、環境保全事業の一環として早期完成に努めます。

2. 快適で元気とぬくもりのある町

町民の皆さんの生命と財産を守り、安全・安心そして快適なまちづくりのために防災、水害対策を進めます。

また、原子力政策については、国が示したエネルギー政策にこれからの積極的に協力し、原子力の安全文化の発祥の地として安全を最優先に取り組めます。

町民の皆さんが元気で暮らすために、温泉の活用等により予防医療体制の確立を図り、また、給食センターを利用した美浜型の食育を推進する考えです。高齢者の方に対して、それぞれにふさわしい生きがいづくりを提案し、健康寿命の延伸を図るため、福井大学との共同研究や東部診療所に町の職員として採用する医師の指導も得て取り組めます。

さらに、4月からスタートする4つの保育園において、安心して子育てができる保育サービスの充実を進めるとともに、計画的に施設整備を行っていきます。

また、地域で支えあう福祉を推進するために民間の方々や協力しながら、地域密着型のサービスなどの高齢者福祉の充実を図ります。障がい者福祉についても、障が

3期目にあたっての抱負

多くの町民の皆さんが私に寄せていただいた期待に対し、責任の重さを痛感しています。

2期目の後半に策定した、平成27年度までのまちづくりの目標となる「第四次美浜町総合振興計画」と行財政をスリム化させる「第3次美浜町行財政改革大綱」を責任を持って軌道に乗せることが重要課題です。

振興計画を進めながら、まちづくりの基盤となる行財政の改革を行うためには、町職員の更なる努力、資質向上は言うまでもありませんが、併せて、町民の皆さんと行政がともに学び、協力しながら

いを持つ方が社会に出て自立できる住みやすいまちづくりを福祉団体と協力しながら進めていきます。

町の交流人口の増加を図るために、すでにスタートしており、はあとふる体験とスポーツ合宿をさらに推進するとともに、今後は海外諸国との交流にも目を向けていきたいと考えています。

なお、一次産業の振興や獣害対策についても継続して進めていきます。

道路網整備については、国道27号美浜東バイパス等の早期開通への働きかけをはじめ、計画的に取り組んでいきます。

また、原子力産業と町内企業との連携や新たな企業の誘致を推進するとともに、環境にやさしい新エネルギー開発に貢献する町として、風力発電などの調査検討を進めていきます。

3. 心豊かに町民と行政が

共学・協働する町

いよいよ地方分権が実行段階を迎え、地方分権に対応したまちづくりを進めるには、町民の皆さん

と行政とがともに学び、その上で行政がやるべきこと、町民の皆さんが自らの手でやるべきことをお互いに確認し合いながら、協力して政策の実現に取り組む「共学・協働」が重要な課題であります。

1期目から取り組んでいるハートフル対話は、町民の皆さんとの共学の間として生の声を聞くことができる重要な機会であると考えており、今後も検討を重ねながら継続していきます。

町民の皆さんにまちづくりに参画していただくためにこれまでからも取り組んでいる出前講座や生涯学習などの取り組みを充実させるとともに、広報・広聴を強化していきます。

また、町の将来を担う若者の育成のために、中学校の改築等の教育環境の整備を進めると同時に、小中学校において文部科学省等の支援を受けながらエネルギー環境教育を推進します。

町内の歴史的遺産についても、国吉城址のガイダンス施設整備や興道寺廃寺の調査を進め、活用について計画的に取り組みます。

「美し美浜」とは

「美し」には、食べ物が美味しいことや自然が美しいこと、物資、金銭的に満ち足りている意味がありますが、心が豊かであるという意味も含まれています。

「心の時代」とも言える現代においては「心」が満ち足りているということが最も重要であると考えています。

まちづくりのスローガンに掲げる「自然かがやき、人いきいき、まちがにぎわう」を各分野での施策により実現させること。これが「美し美浜」の実現であると思います。

町民の皆さんへのメッセージ

行政においては、今までの殻を破り、発想を豊かにし、町民の皆さんへの情報の発信を充実していく必要があります。

また、町民の皆さんからの情報も積極的に受け入れ、これらの情報を共有しながら同じ視点に立つことが重要であると考えています。

行政からの情報は、今後も町職員とともに、ハートフル対話やホームページ、広報紙、出前講座などさまざまな機会や手段を通じて発信していきます。

町民の皆さんは、これらの情報を受け止めていただき、より一層まちづくりに関心をお持ちいただき、町を良くしていくための建設的なメッセージを返してほしいと思います。

皆さんとともに「共学・協働」の新しいまちづくりを進めるためにご協力をよろしくお願ひします。

「美し美浜」の実現のために

ハートフル対話の様子

もっとわかりやすく、効率的な行政のために

4月から役場の組織が変わります



※町役場の終業時間についても、これまでの午後5時15分から午後5時30分に変更します。

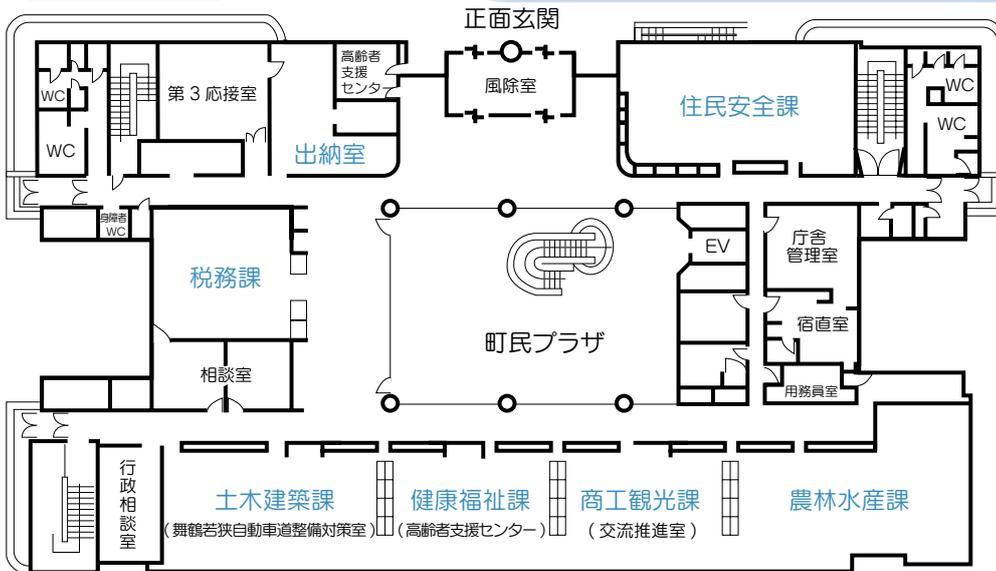
町では、現在進められている「第3次美浜町行財政改革大綱」の基本方針の1つである「行政組織と運営の見直し」に基づき、利用される方にとつて親切でわかりやすく、効率的な行政組織をつくるために、4月から役場の組織を改編します。また、これまでの助役制度を廃止し、新たに副町長を設置します。

今回は、新しい組織と主な担当業務をお知らせします。

▶ 税務課

- 町税の賦課に関する業務
 - 町税の徴収と管理に関する業務
- ※担当業務については、これまでと変わりありません。

1階平面図



▼ 住民安全課

(旧 住民生活課)

住民安全の生活に関する業務を統一します。

防災・防犯・交通安全対策に関する業務を統一します。

● 窓口業務

(住民票・戸籍謄本・諸証明など)

● 戸籍・住民基本台帳に関する業務

● 環境衛生に関する業務

● 国民年金に関する業務

● 交通安全・防犯に関する業務

● 狂犬病予防対策に関する業務

● 新しく加わる業務

● 国民健康保険及び老人医療に関する業務

● 防災(原子力防災を除く)に関する業務

● 生活保護、遺族援護に関する業務が健康福祉課へ移ります。

▼ 農林水産課

● 農業・林業・水産振興に関する業務

※漁港等建設に関する業務が土木建築課へ移ります。

▼ 商工観光課

● 商業・工業の振興に関する業務

● 観光の振興に関する業務

● 体験観光の推進に関する業務

※雇用対策に関する業務が企画政策課へ移ります。

▼ 健康福祉課

(旧 福祉保険課)

保健・福祉・医療に関する業務を充実させ、健康のまちづくりに取り組みます。

● 高齢者福祉に関する業務

● 介護保険に関する業務

● 児童福祉に関する業務

● 心身障がい者福祉に関する業務

● 新しく加わる業務

● 生活保護、遺族援護に関する業務

● 国民健康保険及び老人医療に関する業務が住民安全課へ移ります。

▼ 土木建築課

(旧 土木開発課)

土木と建築に関する業務を統一します。

● 道路・橋梁・河川の整備、維持管理に関する業務

● 農地・農道・林道等の整備、維持管理に関する業務

● 都市計画に関する業務

● 新しく加わる業務

● 漁港等建設に関する業務

● 町営住宅に関する業務

● 建築確認申請書の受付業務

● 建築確認申請書の受付業務

▼出納室

- 現金・有価証券の出納・保管に関する業務
 - 予算の収支・決算に関する業務
- ※収入役制度の廃止に伴い、会計事務に関して独立の権限を有する会計管理者を置きます。

▼教育委員会事務局

- 教育委員会事務局に「学校教育課」と「生涯学習課」を設置します。それに伴い、これまでの業務が新設した2つの課に分けられます。

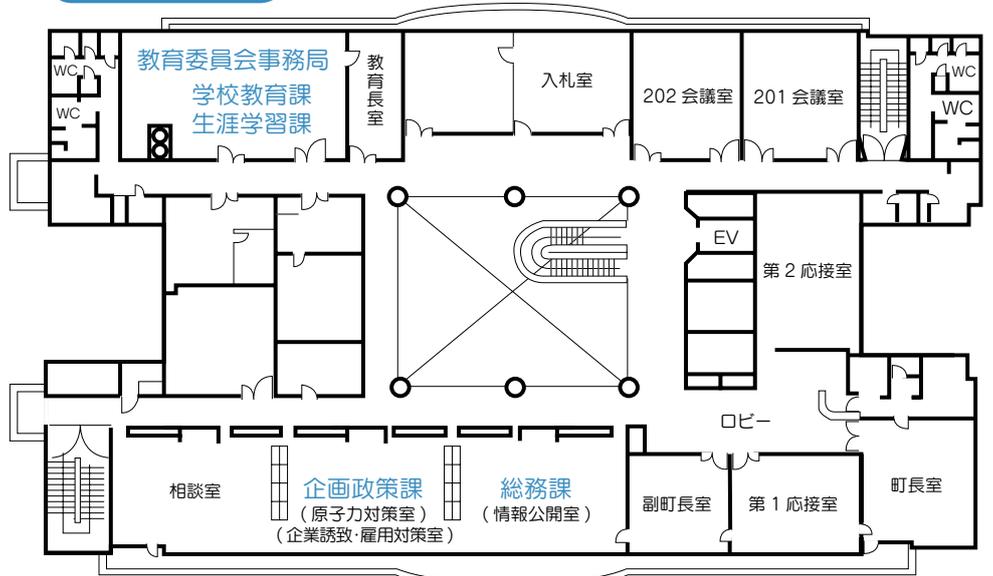
▼学校教育課

- 教育委員会及び学校教育に関する業務
- 給食センター運営に関する業務
- 文化財保護・町誌編纂に関する業務

▼生涯学習課

- 社会教育に関する業務
- 中央公民館・町立図書館・総合運動公園管理事務所の管理・運営に関する業務

2階平面図



▼上下水道課(旧水道課)

- 住民にわかりやすい課名に変更します。
 - 上下水道に関する業務
- ※担当業務については、これまでと変わりありません。

※梅街道沿いの水道管理所にあります。

▼議会議務局

- 議会庶務に関する業務
 - 議事に関する業務
- ※担当業務については、これまでと変わりありません。

※役場3階にあります。

▼総務課

- 人事に関する業務
 - 秘書に関する業務
 - 管財に関する業務
 - 行政に関する業務
 - 財政に関する業務
 - 選挙に関する業務
- ※防災(原子力防災を除く)に関する業務が住民安全課へ移ります。

▼企画政策課

- 町の政策推進に関する業務を統一し、強化します。
- 企画調整に関する業務
 - 政策振興に関する業務
 - 広報・広聴に関する業務
 - 男女共同参画推進に関する業務
 - 統計調査に関する業務
 - 原子力対策に関する業務
- **新しく加わる業務**
- 雇用対策に関する業務

※建築管理課が なくなります。

これまでの業務は土木建築課へ引き継がれます。

※お問い合わせ先

町総務課 ☎ 32-6700

町職員の給与と 職員数の状況 についてお知らせします



町職員の給与と職員定員の管理については、住民の皆さんのご理解とご協力を得ながら、その適正化を進めていくことが必要です。

町職員の給与などについては、給与条例や町議会における予算の審議を通じて、すでに公表されていますが、町民の皆さんにより一層ご理解いただくため、現在の町職員の給与と定員の管理の状況についてお知らせします。

※その他の詳細な項目については、町ホームページで公表しています。

●人件費の状況(普通会計予算)人口は平成18年4月1日現在

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	16年度(参考)
17年度	11,259人	6,587,219千円	1,526,301千円	23.2%	25.6%

※普通会計とは、一般会計に診療所会計を加えたものです。

●ラスパイレス指数

区分	平成16年	平成17年	平成18年
ラスパイレス指数	91.0	91.6	90.6

※国の給料を100とした場合における美浜町の給料の指数

●職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数	給与費				1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
17年度	219人	716,489千円	86,937千円	273,095千円	1,076,521千円	4,916千円

※特別職及び公営企業等会計部門を除く。

●職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成18年4月1日現在)

区分	平均給料額	平均年齢	
一般行政職	美浜町	293,500円	39.4歳
	福井県	362,352円	42.8歳
技能労務職	美浜町	245,100円	50.1歳
	福井県	349,155円	45.1歳

●部門別職員数の状況(平成18年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	
	平成17年度	平成18年度		
一般行政	議会	3	2	▲1
	総務	37	35	▲2
	税務	10	10	
	農水	13	12	▲1
	商工	9	10	1
	土木	16	15	▲1
	民生	74	75	1
	衛生	17	16	▲1
	小計	179	175	▲4
	特別行政	教育	40	40
警察				
消防				
小計		40	40	
合計	219	215	▲4	
公営企業等	病院			
	水道	5	5	
	交通			
	下水道	6	7	1
	その他	5	5	
小計	16	17	1	
総合計	235	232	▲3	

※条例に定められている職員定数は250人

●職員の初任給及び学歴別・経年数別平均給与月額の状況(平成18年4月1日現在)

区分	初任給	経年数10年	経年数15年	
一般行政職	大学卒	159,700円	260,600円	302,900円
	高校卒	138,400円	209,300円	273,900円
技能労務職	高校卒	135,600円	165,300円	198,900円
	中学卒	-	-	167,600円

●期末・勤勉手当(平成18年度支給割合)

区分	6月期	12月期	計
期末手当	1.4月分	1.6月分	3.0月分
勤勉手当	0.725月分	0.725月分	1.45月分

●職員手当(平成18年度分)

区分	内容
扶養手当	配偶者 13,000円 その他2人目まで 6,000円 3人目以降 5,000円
住居手当	世帯主である職員に自宅の新築・購入から5年間2,500円(月額)借家12,000円を超える家賃の額に応じ、最高27,000円(月額)まで
通勤手当	通勤距離2km以上で距離に応じて2,000円から24,500円まで
時間外勤務手当	勤務時間を超過して働いたときに支給 平成17年度支給総額20,120千円(水道、下水道事業を除く)
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務を要した場合に支給 平成17年度支給総額5,413千円(水道、下水道事業を除く)

●特別職の報酬等の状況(平成18年度分)

区分	町長	助役	収入役	教育長	議長	副議長	議員
給料・報酬月額	870,000円	670,000円	630,000円	575,000円	300,000円	245,000円	235,000円
期末手当月数	3.3月分				3.1月分		

期末手当は給料・報酬月額に役職加算を乗じたものを基礎額とします。

※上記の公表金額は、税や各種保険料等を引く前の金額で、いわゆる手取り額ではありません。

美浜発電所の状況



今回の報告では、2月17日から3月16日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

美浜1号機

第22回定期検査中
(平成18年11月1日～)

関西電力(株)では、必要な検査を実施せずに行った溶接工事(3月号参照)に関して、社内のトラブル対策委員会において、原因の究明と再発防止対策の検討が行われています。

現在は、当該部の溶接事業者検査(※1)が行われており、今後、溶接安全管理審査(※2)を受けるための手続きが進められます。

また、現場の状況としては、これまで燃料の取り出しを行い、当該箇所を含む余熱除去系統の一部を隔離(再工事箇所の上流側および下流側の弁を閉止して、水や空気の流入・流出を止める)して、滞

留した水の抜き取りを実施した上で、3月13日に当該溶接箇所の切断が行われました。

なお、この配管の取り替え作業は3月中旬に完了し、その後、燃料の装荷や原子炉容器の組み立て等が行われ、原子炉起動に向けた必要な検査が実施されます。



溶接事業者検査対象箇所

(※1) 溶接事業者検査

原子炉冷却系統設備や非常用炉心冷却系統設備などの溶接工事について、事業者が溶接部の健全性を使用開始前に確認するために行う法定検査で、その結果を記録、保存することが義務づけられています。

(※2) 溶接安全管理審査

審査機関(独立行政法人原子力安全基盤機構)が直接に溶接箇所の検査を実施するものではなく、事業者が行った溶接事業者検査の実施状況(プロセス)を監査的に確認する審査を行うとともに、その結果を基に国が評定を行います。

美浜2号機

定格熱出力一定運転中
(平成18年6月22日～)

美浜3号機

定格熱出力一定運転中
(平成19年2月7日～)

安全最優先とした 運営管理を要請

昨年の暮れからこの2月にかけて、温排水温度データの不適切な調整(大飯・敦賀発電所)や管理区域内からの不適切な物品の持ち出し(大飯発電所)、基本ルールや基本動作の不徹底による水漏れ(高浜発電所)、溶接工事での法定検査の未実施(美浜発電所)などの不祥事やトラブルが相次いで発生しました。

このため、原子力発電所が立地する県内4市町で構成する福井県原子力発電所所在市町協議会(会長・時岡おおい町長)は、地域住民の信頼を損ね不信や不安を招く憂慮する状況にあるとして、2月20日に関西電力(株)、日本原子力発電(株)、(独)日本原子力研究開発機構に対して、原子力事業者として課せられた使命と社会的な責任の重大さを深く認識して、地域住民が信頼し安心できるように、安全を最優先とした運営管理を徹底するよう要請しました。

町議会原子力発電所 特別委員会

美浜発電所等を視察

辻町議会議長と町議会原子力発電所特別委員会(飯田豊委員長、ほか7人)は、3月5日、関西電力(株)美浜発電所を視察し、3号機事故再発防止対策への取組状況や1号機の定期検査実施状況などについて説明を求めました。

また、新しく設置された献花台で、3号機事故で犠牲となられた方々の冥福を祈るとともに、原子力発電所の安全を願いました。

その後、敦賀発電所へ移動し、3・4号機増設計画についての説明を聞くとともに、防波堤・護岸工事や敷地造成工事などの準備工事の状況を視察しました。



発電所内の献花台を訪れる委員